

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きの翌日)
(當日起之翌日)

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第十八号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

- ◆規則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
- 職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則
- ◆人委規則 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則
- 職員の職務の等給の分類に関する規則の一部を改正する規則
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

十二条の四) に改め、「第十八款の二 農地開発局（第一百五十二条百四十二条の七）」

の二十一「五百五十二条の四」を削り、「第十九款 農業開発事業所（第一百五十三条・第一百五十四条の二）」を「第十九款 削除（第一百五十三条・第一百五十四条）」に、「第一款の二 駐車場（第一百五十六条の二・第一百五十六条の三）」を、「第一款の二 用地事務所（第一百五十六条の二・第一百五十六条の三）」を、「第一款の三 駐車場（第一百五十六条の四・第一百五十六条の三）」を、「第一款の三 駐車場（第一百五十六条の四・第一百五十六条の三）」

六条の三)

に、「(第一百五十六条の四・第一百五十六条の五)」を「(第一百五十六条の六・第一百五十六条の七)」に、「(第一百五十六条の六・第一百五十六条の七)」に、「(第一百五十六条の八・第一百五十六条の九)」に、「(第一百五十六条の八・第一百五十六条の十)」を「(第一百五十六条の十一)」に、「(第一百五十六条の十一)」に、「(第一百五十六条の十一)」を「(第一百五十六条の十四)」に改める。

第五条中「農林部」を「農林水産部」に改める。
第六条第一項の表農林部の項中「農林部」を「農林水産部」に、

第五条中「農林部」を「農林水産部」に改める。

第六条第一項の表農林部の項中「農林部」を「農林水産部」に、

第六条第一項の表農林部の項中「農林部」を「農林水産部」に、

を

畜産課

畜産經濟係・和牛係・中小家畜係・酪農係・草地飼料係・衛生係

耕地課

管理係・指導係・換地係・企画係・水利防災係・ほ
場整備係・農道係・総合整備室

水産課

漁港施設室・漁政係・企画振興係・指導係・普及員
室・流通係・取締船

耕地課

管理係・指導係・換地係・企画係・水利防災係・ほ
場整備係・農道係・総合整備室

水産課

漁政係・企画振興係・漁場整備係・構造改善係・指
導係・普及員室・取締船

に改

漁港課

管理係・計画係・建設係

め、同表土木部の項中

管 理 課

総務室・用地係・建設業係・技術管

め、同表土木部の項中

管 理 課

管理係・企画係・建設係・金融対策

理室

に、

都市開発課

管理係・企画係・建設係

理室

に、

都市開発課

管理係・企画係・建設係

に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項に掲げるもののほか、総務部広報文書課広報室に広報係及び公聴係を、農林水産部耕地課総合整備室に総合整備係及び調査係を、農林水産部造林課県宮林室に管理係及び経営係を置く。

第七条農林部の項中「農林部」を「農林水産部」に改める。

第九条広報文書課の項第十八号中「私立学校」の下に「、私立専修学校」を加える。

第十条の二健康対策課の項第十七号中「優生保護相談所」の下に「及び
健康増進センター」を加える。

第十二条(見出しを含む。)中「農林部」を「農林水産部」に改め、同条農政課の項第一号中「農林行政」を「農林水産行政」に改め、同条畜産課の項の次に耕地課の項として次のように加える。

耕地課

- 一 土地改良事業に関すること。
- 二 土地改良区に関すること。
- 三 土地改良事業に係る調査に関すること。
- 四 農地及び農業用施設の災害復旧に関すること。
- 五 土地改良事業に要する資金に関すること。
- 六 農業水利の調整に関すること。
- 七 農地開発局及び農業開発事業所に関すること。
- 八 林業振興に関すること。
- 九 第十二条水産課の項第十二号を次のように改める。
- 十 沿岸漁場の整備及び開発に関すること。
- 十一 第十二条水産課の項第十六号中「その他」を「その他他課の主管に属しない」に改め、同項の次に漁港課の項として次のように加え、同条耕地課の項を削る。

漁港課

- 一 漁港の維持管理及び工事に関すること。
- 二 海岸保全区域(漁港の区域内に限る。)の維持管理及び工事に関すること。
- 三 漁港の区域内の公有水面の埋立てに関すること。

四 漁港の災害復旧に関すること。

第十三条管理課の項中第十三号を第十六号とし、第十二号を第十五号とし、第十一号を第十四号とし、第十号の次に次の三号を加える。

十一 部内技術の連絡調整に関すること。

- 十二 土木関係資材及び物資の需給調整に関すること。
- 十三 土木部が分掌する土木工事の施行基準(設計単価及び歩掛りを含む。)の作成に関すること。
- 十四 第十三条道路課の項に次の一号を加える。
- 十五 用地事務所に関すること。
- 十六 用地事務所に關すること。

第十三条河川課の項第二号及び第七号中「港湾課」を「漁港課及び港湾課」に改め、同項第九号及び第十号を削る。

第十八条の表鳥取県私立学校審議会の項中「第九条第一項」を「第九条」に、「私立大学以外の私立学校」を「私立大学及び私立高等専門学校以外

の私立学校並びに私立専修学校」に改め、同表中

鳥取県中小企業振興 対策審議会

鳥取県中小企業振興対策審議会設置に関する条例(昭和二十八年四月鳥取県条例第二十七号)第一条及び第二条の規定による中小企業の堅実な振興についての調査審議並びに知事に対する意見の具申に関する事務

鳥取県中小企業振興対策審議会	鳥取県大規模小売店舗審議会	鳥取県沿岸漁業構造改善事業審議会	鳥取県沿岸漁業構造改善事業審議会	鳥取県網代漁港管理会	鳥取県沿岸漁業構造改善事業審議会	鳥取県沿岸漁業構造改善事業審議会	鳥取県網代漁港管理会
第一条及び第二条の規定による中小企業の堅実な振興についての調査審議及び知事に対する意見の具申に関する事務	の規定による第一種大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する重要事項の調査審議に関する事務	二十七条の規定による沿岸漁業構造改善事業に関する事務	二十七条の規定による沿岸漁業構造改善事業に関する事務	第二条の規定による沿岸漁業構造改善事業に関する事務	二十七条の規定による沿岸漁業構造改善事業に関する事務	の規定による第一種大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する重要事項の調査審議に関する事務	の規定による第一種大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する重要事項の調査審議に関する事務
議会条例(昭和四十年十月鳥取県条例第三十五条) 第二十七条の規定による漁港の維持にに関する事務	水産課	水産課	水産課	水産課	水産課	水産課	水産課
第三十七条(第二十七一条の規定による漁港の維持にに関する事務)	漁港課						
第三十八条第二項総務課の項第五号中「公益質屋」を「消費生活協同組合及び公益質屋」に改める。							

		改め、同表鳥取県立厚生病院の項中		病歴管理室		薬剤科	
		を					
		事第二係		給食係		総務課	
		医事第一係・医事第二係		を		医事課	
		医事第二係		医事第一係・医		医事課	
		に改める。		に、医		医事課	
		第四章第五節の節名中「農林部」を「農林水産部」に改める。		鳥取県八頭地方		農林振興局	
		第百七条第一項の表を次のように改める。		耕地課		振興課	
鳥取県鳥取地方		林業課		林業課		庶務係・企画主幹・農務主幹・指導主幹・ 蚕業主幹・畜産主幹	
農林振興局		振興課		振興課		振興課	
林業課		庶務係・企画主幹・農務主幹・指導主幹・ 蚕業主幹・畜産主幹		管理係・團体營係・県當第一係・縣當第二 關係		林政係・普及指導係・施設第一係・施設第二 關係	
耕地課		管理係・用地係・團體營係・縣當第一係・ 縣當第二係・縣當第三係・調查係		管理係・用地係・團體營係・縣當第一係・ 縣當第二係・縣當第三係・調查係		管理係・企画主幹・農務主幹・指導主幹・ 蚕業主幹・畜産主幹	
農林振興局		農林振興局		農林振興局		農林振興局	

		鳥取県米子地方		鳥取県倉吉地方		鳥取県八頭地方	
		農林振興局		農林振興局		農林振興局	
		耕地課		耕地課		耕地課	
		振興課		振興課		振興課	
		林業課		林業課		林業課	
		管理係・企画主幹・農務主幹・指導主幹・ 蚕業主幹・畜産主幹		管理係・企画主幹・農務主幹・指導主幹・ 蚕業主幹・畜産主幹		管理係・企画主幹・農務主幹・指導主幹・ 蚕業主幹・畜産主幹	
		耕作課		耕作課		耕作課	
		農林振興局		農林振興局		農林振興局	
		農林振興局		農林振興局		農林振興局	
		耕地課		耕地課		耕地課	
		振興課		振興課		振興課	
		林業課		林業課		林業課	
		管理係・企画主幹・農務主幹・指導主幹・ 蚕業主幹・畜産主幹		管理係・企画主幹・農務主幹・指導主幹・ 蚕業主幹・畜産主幹		管理係・企画主幹・農務主幹・指導主幹・ 蚕業主幹・畜産主幹	
		農林振興局		農林振興局		農林振興局	
		農林振興局		農林振興局		農林振興局	
		耕地課		耕地課		耕地課	
		振興課		振興課		振興課	
		林業課		林業課		林業課	
		管理係・企画主幹・農務主幹・指導主幹・ 蚕業主幹・畜産主幹		管理係・企画主幹・農務主幹・指導主幹・ 蚕業主幹・畜産主幹		管理係・企画主幹・農務主幹・指導主幹・ 蚕業主幹・畜産主幹	
		農林振興局		農林振興局		農林振興局	
		農林振興局		農林振興局		農林振興局	
		耕地課		耕地課		耕地課	
		振興課		振興課		振興課	
		林業課		林業課		林業課	
		管理係・企画主幹・農務主幹・指導主幹・ 蚕業主幹・畜産主幹		管理係・企画主幹・農務主幹・指導主幹・ 蚕業主幹・畜産主幹		管理係・企画主幹・農務主幹・指導主幹・ 蚕業主幹・畜産主幹	
		農林振興局		農林振興局		農林振興局	
		農林振興局		農林振興局		農林振興局	

林業課

林政係・普及指導係・施設係

第一百七条第三項中振興課の項の次に耕地課の項として次のように加える。

耕地課

- 一 土地改良事業に関すること。
- 二 土地改良区に関すること。
- 三 土地改良事業に係る調査に関すること。
- 四 農地及び農業用施設の災害復旧に関すること。
- 五 土地改良事業に要する資金に関すること。
- 六 農業水利の調整に関すること。

第一百七条第三項耕地課の項を削る。

第一百二十二条第一号中「家畜」の下に「(種畜を除く。)」を加え、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第五号中「厩肥」を「厩肥」に改め、同条中同号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第一百二十四条の表中「米子市」を「西伯郡西伯町」に改める。

第一百三十五条の六を次のように改める。

(分掌事務)

第一百三十五条の六 種畜場は、次の各号に掲げる大家畜に係る試験研究、調査等の事務を分掌する。

- 一 種畜の改良、管理、飼育方法、育成及び飼料に関すること。
- 二 種畜の能力検定に関すること。
- 三 家畜の精液の採取、管理及び配付に関すること。

四 家畜の人工授精に関すること。

五 その他種畜の改良指導に関すること。

第一百三十五条の七第一項中「庶務係、業務係」を「総務課、種畜科、検

定科」に改める。

第四章第五節第十四款の次に次の二款を加える。

第十四款の二 農地開発局

第一百四十二条の二 農地開発局を次のとおり置く。

名	称	位	置
鳥取県大山農地開発局	米子市		

(分掌事務)

第一百四十二条の三 農地開発局は、大山山ろく地域における次の各号に掲げる土地改良事務を分掌する。

- 一 総合農地開発事業に関すること。
- 二 広域宮農団地農道整備事業に関すること。

(内部組織)

第一百四十二条の四 農地開発局に開発調査係及び農道整備係を置く。

第十四款の三 農業開発事業所

第一百四十二条の五 農業開発事業所を次のとおり置く。

名	称	位	置
鳥取県中部農業開発事業所	倉吉市		

(分掌事務)

第一百四十二条の六 農業開発事業所は、次に掲げる事務を分掌すること。

- 一 久米ヶ原地区畠地かんがい事業に関すること。
- 二 久米ヶ原地区ほ場整備事業に関すること。
- 三 加勢蛇川地区ほ場整備事業に関すること。
- 四 大栄地区畠地帯総合土地改良事業に関すること。
- 五 東伯地区かんがい排水事業に関すること。

(内部組織)

- 第一百四十二条の七 農業開発事業所に県営係及び調査係を置く。
- 第四章第五節第十八条の二を削り、同節第十九款を次のように改める。

第十九款 削除

第一百五十三条及び第一百五十四条 削除

第一百五十六条の十三を第一百五十六条の十四とし、第一百五十六条の十二を

第一百五十六条の十三とし、第一百五十六条の十一を第一百五十六条の十二とし、

第一百五十六条の十を削り、第一百五十六条の九を第一百五十六条の十とし、

第一百五十六条の八を第一百五十六条の九とし、第一百五十六条の七第一項の表

第一百五十三条及び第一百五十四条 削除

「事業課」に改め、同条第二項換地課の項

(設置)

第一款の二 用地事務所

「事業課」に改め、「関すること」との下に「(鳥取都市開発事務所を除く。次号において同じ。)」を加え、同項第四号中「(都市改造事業に係るものに限る。)」を削り、同項

に次の一号を加える。

鳥取県中國横断自動車道用地事務所	名 称	位 置
日野郡溝口町		

五 都市改造事業及び鉄道高架事業に係る土地の処理に関する事務 (鳥取都市開発事務所に限る。)。

第一百五十六条の七第二項換地課の項の次に事業課の項として次のように加え、同項鉄道事業課の項を削る。

事業課

- 一 都市改造事業及び鉄道高架事業に係る工事 (以下「都市改造工事等」という。) の調査設計に関する事務。
- 二 都市改造工事等の施行及び監督に関する事務。
- 三 都市改造工事等に必要な土地等の取得及び地上物件の移転に関する事務。

第一百五十六条の七を第一百五十六条の九とし、第一百五十六条の六を第一百五十六条の八とし、第一百五十六条の五を第一百五十六条の七とし、第一百五十六条の四を第一百五十六条の六とし、第一百五十六条の三を第一百五十六条の五とし、第一百五十六条の二中 「鳥取県営皆生温泉中央駐車場」 を削り、同条

を第一百五十六条の四とし、第四章第六節中第一款の二を第一款の三とし、第一款の次に次の二款を加える。

(分掌事務)

第百五十六条の三 用地事務所は、日本道路公団の委託を受けて行う中国横断自動車道の建設に伴う測量、調査、土地等の取得及び地上物件の移転に関する事務を分掌する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。ただし、第十八条の改正規定中鳥取県大規模小売店舗審議会に関する部分は鳥取県大規模小売店舗審議会条例（昭和五十四年三月鳥取県条例第五号）の施行の日から、第二百二十四条の改正規定は昭和五十四年五月一日から施行する。

(鳥取県漁船法施行細則の一部改正)
2 鳥取県漁船法施行細則（昭和二十六年六月鳥取県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

様式第九号中「鳥取県農林部水産課長 職名」を「鳥取県農林水産部水産課長」に改める。

(鳥取県開拓審議会規程の一部改正)

3 鳥取県開拓審議会規程（昭和二十八年四月鳥取県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

(鳥取県生乳取引調停審議会規則の一部改正)
4 鳥取県生乳取引調停審議会規則（昭和三十五年五月鳥取県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第五条中「農林部」を「農林水産部」に改める。

(鳥取県文書管理規則の一部改正)

5 鳥取県文書管理規則（昭和四十三年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「農林部」を「農林水産部」に、「畜産課 畜」を「耕地課 耕」に、「耕地課 耕」を「漁港課 漁港」に改める。

「畜産
耕地

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第十九号

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置等に関する規則（昭和三十九年二月鳥取県規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第三号中「林業専門技術員」の下に「・水産業専門技術員」を加え、「調理士」を「調理師」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第九号

鳥取県人事委員会規則第八号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「指導課」を「教職員課の管理主査、管理第一係長及び管理主事、指導課」に改め、同条第二項第二号中「指導課」を「教職員課の管理主査、管理第一係長及び管理主事、指導課」に改め、「指導係長及び指導主事」の下に「文化課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事」を加え、同項第三号中「指導係長、社会教育係長」を「係長」に、
〔及び社会教育主事〕を「社会教育主事及び管理主事」に改める。

第三条中第十三号を第十四号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 種畜場の場長、専門研究員、分場長、科長及び研究員

この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第三の四の特一等級の項第三号中「指導主査」の下に「又は管理主査」を加え、同表の一等級の項第四号中「指導主査」の下に「、管理主査、困難な業務を分掌する係の長又は困難な業務を処理する指導主事若しくは管理主事」を加え、同表の二等級の項第三号中「又は指導主事」を「、指導主事又は管理主事」に改める。

別表第三の五の特一等級の項第二号中「又は社会教育主査」を「、社会教育主査、管理主査又は文化財主査」に改め、同表の一等級の項第三号中「又は社会教育主査」を「、社会教育主査、管理主査、文化財主査、困難な業務を分掌する係の長又は困難な業務を処理する指導主事、社会教育主事、社会教育主事」を「、社会教育主事、管理主事又は文化財主事」に改める。

別表第三の六の一等級の項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、

第一号の次に次の一号を加える。

二 種畜場の場長の職務

別表第三の六の一等級の項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 種畜場の困難な研究を行う分場又は科の長の職務

別表第三の六の三等級の項中第三号を第四号とし、第一号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 種畜場の分場長又は科長の職務

この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則

員会規則第十五号) の一部を次のように改正する。

別表第一の知事の事務部局の本庁の項二等級の欄中

婦人青少年室、
企業診断室、
団体検査室、
専門技術員室、
総合整備室及
び金融対策室

(以下この項
において「婦
人青少年室等」
という。) の

室長

婦人青少年室、

企業診断室、

団体検査室、

専門技術員室

及び総合整備

室(以下この

項において「

婦人青少年室
等」という。)

昭和五十四年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十号

職員の職務の分類に関する規則の一部を改正する規則

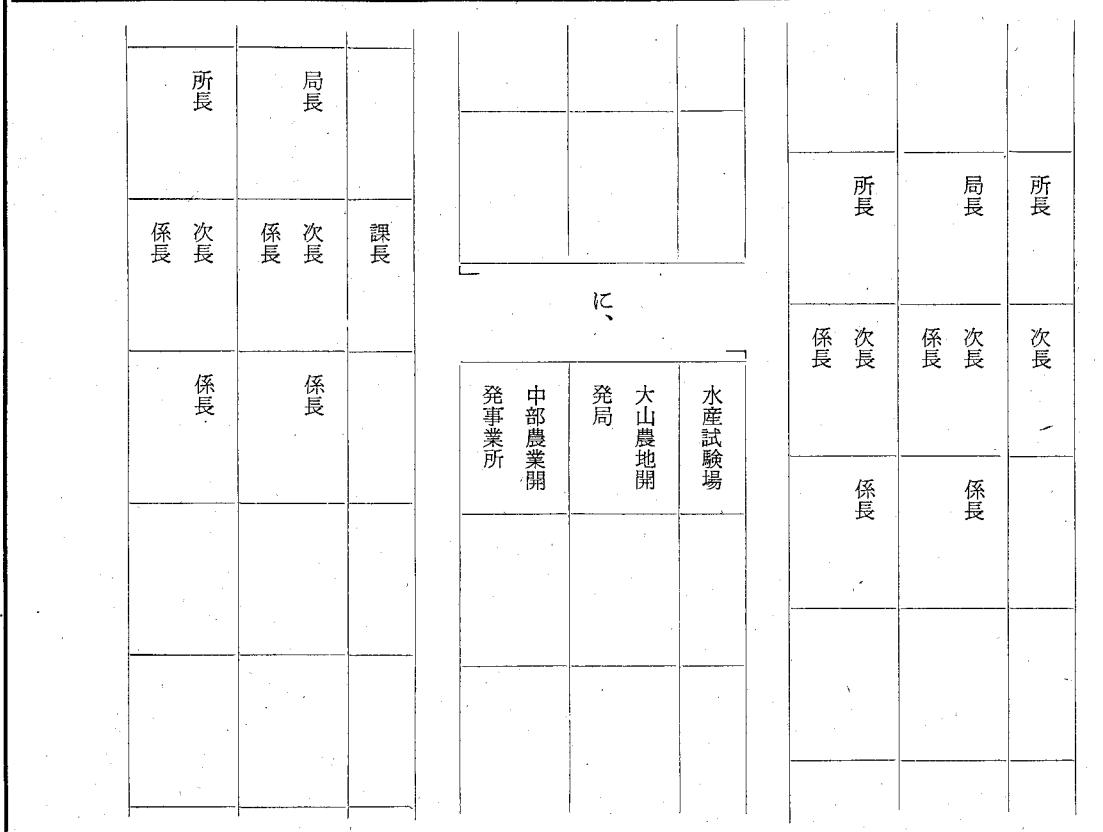
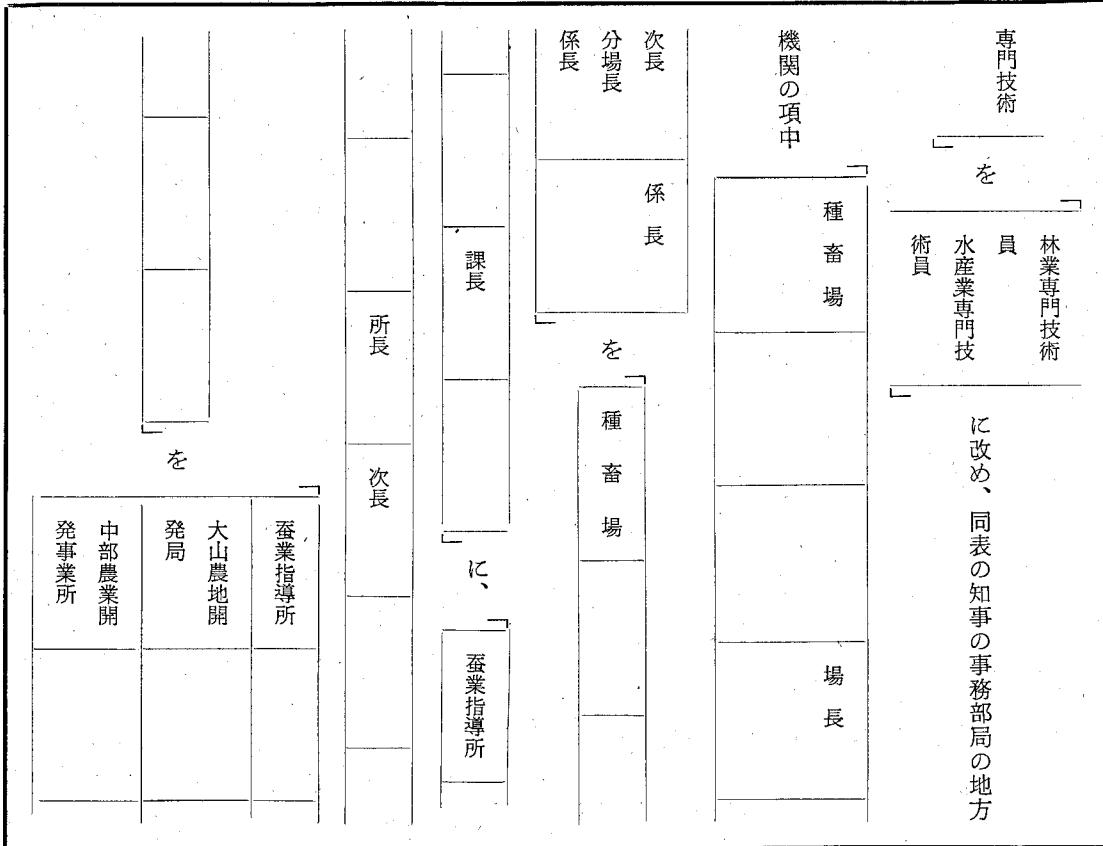
職員の職務の等級の分類に関する規則(昭和五十二年一月鳥取県人事委

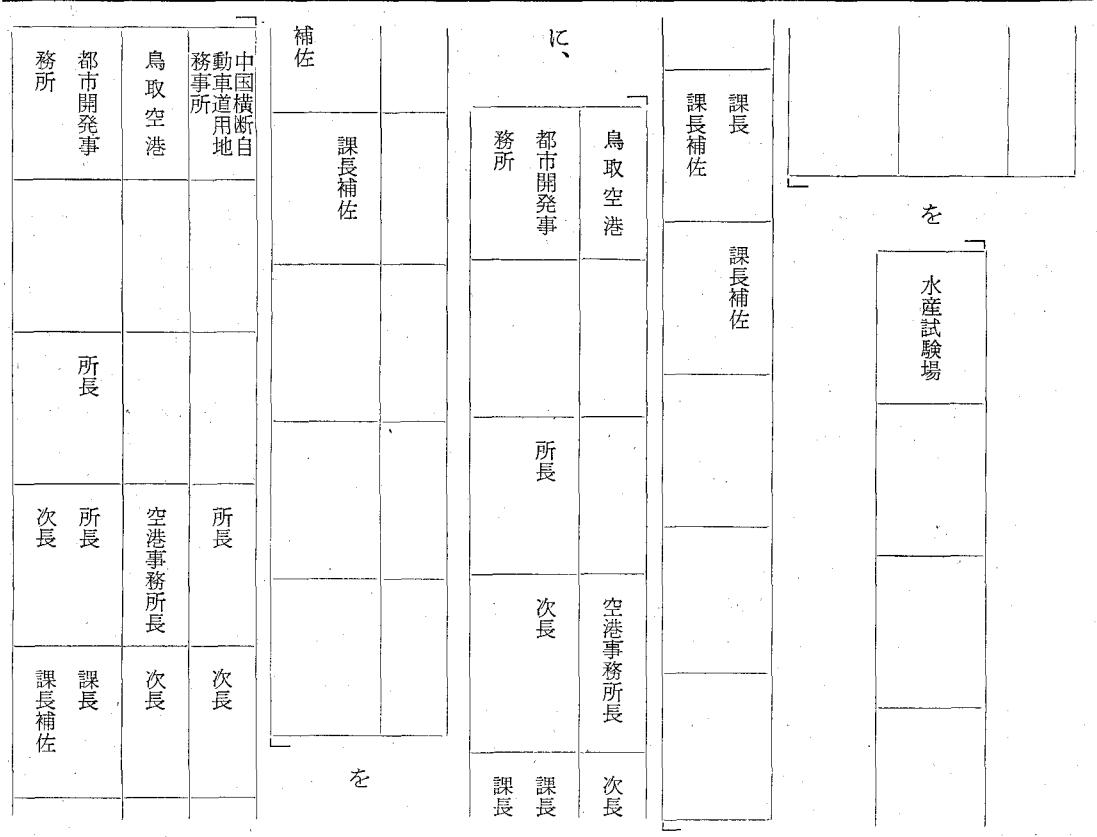
を

を

に改め、同項三等級の欄及び四等級の欄中

員 林業





を

を

水産試験場

課長補佐

に改める。

別表第三の教育機関及び教育委員会事務局の教育委員会事務局の項中

指導主査
管理主査指導主事
係長指導主査
係長指導主事
係長

を

指導主査
係長指導主事
係長指導主査
係長指導主事
係長

に改める。

指導主査
係長
指導主事
管理主事指導主事
係長
指導主事
管理主事指導主査
係長
指導主事
管理主事指導主事
係長
指導主事
管理主事

府の項中

社会教育主査 指導主査 社会教育主事	社会教育主査 指導主査 社会教育主事	社会教育主査 指導主査 社会教育主事
社会教育主事 指導主事 社会教育主事	社会教育主事 指導主事 社会教育主事	社会教育主事 指導主事 社会教育主事

を

別表第四の教育機関及び教育委員会事務局の教育委員会事務局の本

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第十一号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

に改め、同表の教育

指導主査	社会教育主査	指導主査	社会教育主査	係長
社会教育主査	文化財主査	社会教育主査	文化財主査	指導主事
文化財主査		社会教育主事	文化財主事	管理主事

指導主査	社会教育主査	指導主査	社会教育主査	係長
社会教育主査	文化財主査	社会教育主事	文化財主事	指導主事
文化財主査		社会教育主事	文化財主事	管理主事

機関及び教育委員会事務局の教育委員会事務局の教育事務所の項中

係長	指導主事	係長	指導主事	係長
指導主事	社会教育主事	指導主事	社会教育主事	指導主事
社会教育主事		社会教育主事	社会教育主事	管理主事

に改める。

附 則

この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

業所	所長	所長	三種
			三種

に、

中部農業開発事業所	大山農地開発局	水産試験場
所	局	場

業指導所	合整備室長	に改め、同表の知事の事務部局の本庁の項中
所長	所長	金融対策室長
		総合整備室長

を

蚕業指導所	蚕

を

を

を

項中

三種	二種	三種			長	長	長
			に、				
			鳥取空港		三種	三種	三種
			都市開発事務所	所長	都市開発事務所	所長	水産試験場
				次長			場長
					鳥取空港	空港事務所長	
			中国横断自動車道用				
			地事務所	所長			
			鳥取空港				
			空港事務所長				
所長	空港事務所長	三種					
次長	認したものに限る。)	二種					
		三種					

改め、同表の教育委員会事務局及び教育機関の教育委員会事務局の本庁の

昭和五十四年三月三十日

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十二号

この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

教育主査

社会教育主査

管理主査

文化財主査

に改める。

社会教育主査(人事委員会が承認したものに限る。)

を

社会教育主査(人事委員会が承認したものに限る。)

に、

社会

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則(昭和四十六年三月鳥取県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一中	岩美郡岩美町大字外邑三三九番地内第一	小田小学校外邑季
節間分校	一級	を削る。

附 則

この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

附 則

この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

鳥取県人事委員会規則第十三号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則(昭和四十五年七月鳥取県人事委員会

規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の知事の事務部局の項中

土木出張所

用地等の取得、調査、指導、監

巡察又は公用自動

調査、設計、測量、	管轄区域
車の運転	

土木出張所	用地等の取得、調査、指導、監
道用地事務所	巡察又は公用自動

地上物件の移転、	人事委員会が別に定める区域
自動車の運転	

に改める。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年三月三十日

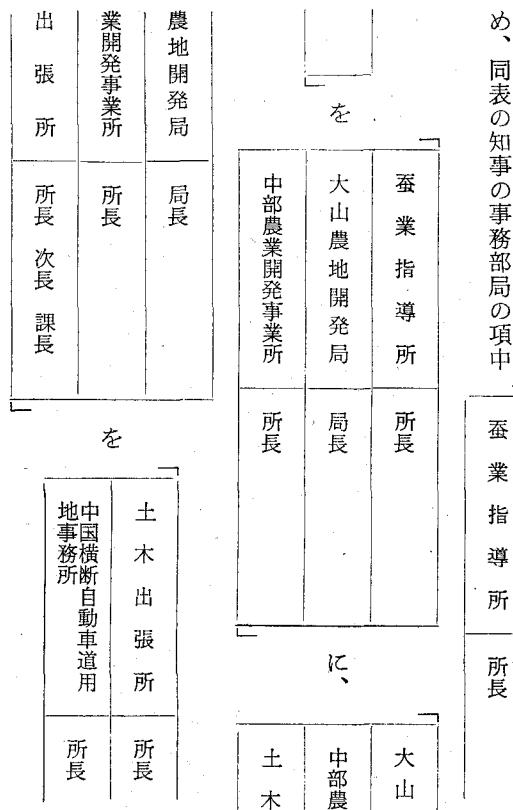
鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十四号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の病院の項中「事務長」を「事務長 事務次長」に改め、同表の知事の事務部局の農業試験場の項中「次長」を削り、同表の知事の事務部局の種畜場の項中「分場長」を「分場長 総務課長」に改め、同表の知事の事務部局の項中



局の本庁の項中「主査」を「主査 管理主査」に、「教職員課人事第一係長 教職員人事第二係長」を「教職員課管理第一係長 教職員課管理第二係長」に、「教職員課人事第一係係員」を「教職員課管理第一係係員」に、「教職員課人事第二係係員」を「教職員課管理第二係係員」に改め、同表の教育委員会の事務部局等の教育機関の教育研修センターの項中「次長」を削る。

附 則

この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

課長